

様式第6号（その1）（第7条関係）

入札監視委員会審議概要

（定例会議）

開催日及び場所	令和6年11月26日（火） 上天草市大矢野庁舎2階庁議室	
出席委員氏名	林美貴、渡辺絵美、森匡史、杉田省吾、山下勝市	
審議対象期間	令和6年4月1日から令和6年9月30日まで	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見、 質問及びそれに対する回答	意見及び質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申の内容	なし	

議事及び質問等	市の回答
(1) 入札及び契約手続の運用状況の報告 ①入札状況報告 (事務局) ・上半期（R4～R6年度別）上天草市発注工事の入札結果の推移（資料1）にて令和6年度上半期等における入札結果の推移を報告。 (委員) ・意見、疑義、質問等なし	
②入札契約方式別発注工事報告 (事務局) ・入札契約方式別発注工事総括表（資料2）にて入札状況を報告。 (委員) ・意見、疑義、質問等なし	
③指名停止の運用状況 (事務局) ・指名停止の運用状況（資料3）にて状況を報告。 (委員) ・意見、疑義、質問等なし	
(2) 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 ①抽出結果報告（当番委員による抽出） (事務局) ・上天草市入札監視委員会における審議案件の抽出について（資料4）にて入札方式別の発注件数の割合を考慮した上で、落札率が比較的高かったもの等の抽出理由を報告。	

②抽出事案審議

条件付一般競争入札

1 大矢野総合体育館天井・屋根改修工事

(事務局)

・抽出事案説明書に基づき、条件付一般競争入札における参加資格要件等について説明。

(渡辺委員)

・低入札調査基準価格を下回っていることから、調査が行われたと思うが、具体的にどのような内容の調査なのか。

(渡辺委員)

・低入札価格調査は入札監視委員会の審議内容に含まれないのか。

(森委員)

・JV（特定建設工事共同企業体）の構成員の数はどう基準で決められているのか。

(杉田委員)

・事業者からは分割発注の要望があっていたかと思うが、一括発注の理由は。

(事務局)

・「入札した金額となった理由」、「契約対象工事箇所と関連する手持ち工事の状況及び事業所、倉庫等の場所」、「手持ち資材、手持ち機械の状況」、「資材購入先及び購入先と入札者との関係」、「労務者の具体的な供給見通し」、「過去に施工した公共工事名」、「経営事項審査の結果」、「経営状況」、「信用状況」、その他として「市の積算価格との差が大きい工種の積算根拠」、「見積を徴取した相手先」、「下請契約の見込み」「工期について、作業工程を確保できるのか等」、「設計変更が生じた場合は対応可能なのか」を聞取りにより調査を行った。

(事務局)

・契約審査委員会で審議する事案であり、入札監視委員会の審議事項には該当しない。

(事務局)

・5億円未満を2者、5億円以上を3者として運用している。

(発注部署)

・この事案は改修工事であり、一体的なものとして一括発注とした。

指名競争入札 <u>2 上天草港（阿村港区）海岸メンテナンス工事</u> （事務局） ・抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明。 （杉田委員） ・護岸の劣化は市内全域にあるのか。 （山下委員） ・6 者が辞退、棄権となっているが、事情の聞取りは行わないのか。 （林委員長） ・辞退、棄権のタイミングは分かるのか。	（発注部署） ・昭和40年代にできた施設の多くは同じ状況にある。 （事務局） ・入札時の各者の都合によるものと思われるが、事情の聞取りは行っていない。 （事務局） ・分からない。辞退される方は入札締切前までに意思を示されるが、入札締切まで何もされない方が棄権となる。
<u>3 市道環状西1号線自転車通行空間整備工事</u> （事務局） ・抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明。 （森委員） ・最低制限価格は事前に分かるのか。 （森委員） ・くじで落札者が決定しているが、どのような仕組みになっているのか。	（事務局） ・開札時に電子入札システムで最低制限基準価格にランダム係数を掛けるため事前には分からない。 （事務局） ・入札ごとに入札者が入力した「くじ用の3桁の数字」及び「入札順の数字」を用い、電子入札システムが機械的に加減乗除を行い自動抽選する。意図的な抽選ができない仕組みとなっている。

随意契約

4 牟田漁港1号防波堤機能保全対策工事

(その2)

(事務局)

・抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明。

(渡辺委員)

・「本体工の腐食による老朽化が進行」とあるが、本体工とはどの部分なのか。

(渡辺委員)

・本体工も随意契約した事業所が施工したのか。

(渡辺委員)

・「本工事発注時点で本工事と同様の上部コンクリート復旧工事を契約中であり」とあるのは、本体工とは別工事ということか。

(渡辺委員)

・なぜ、併せて発注しなかったのか。

(森委員)

・補助を申請する時点で施工範囲を決めて申請することはできないのか。

(森委員)

・範囲を小さくしないとかかる費用も分かりにくいということか。

(森委員)

・補助の仕組みが分からないので確認だが、範囲に対して費やした費用の補助ではないのか。

(発注部署)

・上部コンクリート部分が今回の工事箇所
で、その下の鋼管杭部分が本体工となる。

(発注部署)

・本体工は、今回の工事の前に別の事業者
が行い、竣工している。

(発注部署)

・別工事である。上部コンクリート21メ
ートル部分が先に契約していた部分であ
り、隣接した9メートル部分が今回の随意
契約部分である。

(発注部署)

・補助事業の予算執行の都合により、交付
決定後の発注となるため、別工事となっ
た。

(発注部署)

・施工範囲を決めて申請は行うが、海中の
状態次第で費用が大きくなり、予定した範
囲の施工ができない場合がある。

(発注部署)

・例えば潜水土が入った段階で想定外の補
修等が追加で発生した場合、施工可能な範
囲が変わってくる。

(発注部署)

・前年度に補助申請を行って補助額が決ま
るので、追加工事等で費用が大きくなると
施工範囲も小さくなる。

(森委員) ・補助金は、それぞれ事業ごとに交付となるのか。 (渡辺委員) ・入札で発注した上部コンクリート３０メートルが、結果的に２１メートルしか施工できなかったということか。 (林委員長) ・コンクリートの立米単価が上がっているが、当初見積っていた設計金額に値上がり分は反映して発注されているのか。	(発注部署) ・同じ目的の補助工事では、ある程度の金額は事業内で融通はできるが、限度がある。 (発注部署) ・防波堤の上部工と本体工で予算があるが、本体工の工事費が大きくなり、上部工の予算が小さくなったため、元々２１メートルで発注している。 (発注部署) ・この案件の発注時期が立米あたり数千円上がったときであったため、施工範囲が狭くなった理由の一つになった。 ・熊本県全体で使う単価の天草版は年度末に改訂されるため、発注段階で改訂されたばかりの単価を採用している。
(３) 二次苦情処理について (事務局) ・該当がない旨を報告。	
(林委員長) ・議事として提出された案件に関し、適正に執行されていることとしてよろしいか。 (各委員) ・了。	